

平成30年度第2回 千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議事概要

開催日時 平成31年1月28日（月）9時30分～11時30分

場所 千葉県教育会館608会議室

参加者 協議会委員20名（欠席2名）、オブザーバー5名、事務局職員3名

<配付資料>

- ・次第
- ・第2回協議会出席者名簿
- ・座席表
- ・資料1-1 千葉県地域再犯防止推進モデル事業実態調査（中間報告）
- ・資料1-2 千葉県地域再犯防止推進モデル事業実態調査に係る中核地域生活支援センター等支援事例
- ・資料1-3 刑事施設等の入所者の状況について（千葉県）
- ・資料2-1 平成31年度千葉県地域再犯防止推進モデル事業に関する委員意見（平成30年12月20日実施）
- ・資料2-2 平成31年度千葉県地域再犯防止推進モデル事業 事業計画（修正案）

1. 開会

後藤委員長欠席のため、事務局から代理者を指名し、委員全員の了承が得られたため、横山部長が議事進行を行うこととなった。

2. 議題

（1）平成30年度実態調査の中間報告について

資料1-1～3により、事務局から説明。主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

【（オブザーバー）千葉県弁護士会】

実態調査を受託しているMS&ADインターリスク総研とはどのような会社なのかと、今回、同社が選ばれた理由について伺いたい。

【事務局】

公募・プロポーザル方式により、選定審査を経て決定した。なお、応募は、同社1社であった。同社は、損保系の民間法人が出資する民間のシンクタンクであり、厚生労働省が実施した地域生活定着支援センターの実態調査を受託した実績を持っている。

【細井委員（千葉県医師会）】

障害者手帳の有無を調査しているが、病状の変動が犯罪に至ることにつながることもあると考えられるので、たとえば、本人の通院状況や服薬状況などがわかるとよい。

【（オブザーバー）東京矯正管区】

本人の障害の程度や病状、既往症などの情報は、処遇調査や鑑別の過程で把握しているため、今回の調査に当たっては、プライバシーに配慮の上、可能な限り調査に反映させることとしている。

【(オブザーバー) 千葉県弁護士会】

7ページに「複合的課題の有無について」という項目があり、課題の内容として「生活困窮に関わること」という項目があるが、これは何を指しているのか。

【事務局】

生活困窮者自立支援法による生活困窮の定義に当てはまるものとして、事例の内容から判断している。

【渋沢委員（中核地域生活支援センター）】

住居や就労に課題がある場合、生活困窮が重複することは多々あると思うが、今回の調査では、イメージとしては経済的な課題として捉えて答えている。

【渋沢委員（中核地域生活支援センター）】

支援の端緒として、検察庁、刑務所、弁護士の割合が高いと出ており、感覚としてもうなずける結果になっているが、ほかのところが少ない理由が、ニーズがないからなのか、拾えていないからなのかということは知りたいと思う。

調査の中で「事例から見えた課題」という項目がある。支援の仕組みに関する課題や、本人が抱える生活課題への支援がなかったために犯罪に至ってしまったということでの課題というものが挙げられると思うが、それ以外にも、生活課題への支援があつたにもかかわらず犯罪に至るというものも実は課題として挙げられている。それぞれの課題を分析した上で、それぞれの対応策を検討するというようなことが、この項目を整理することでできていければよいのではないかと思う。

【早川委員（千葉県就労支援事業者機構）】

出所者に対する支援としては、たとえば就労であれば、まずはハローワークや当機構による支援が最初であり、それでもうまくいかなかったときに困窮し、中核センター等の支援が始まるということで、最初の支援が円滑に進めば、今議論されているような事例は発生しないということになるのではないかと思う。モデル事業では、その最初の支援には触れられていないことは承知しているが、考え方としてはどうか。

【横山委員（健康福祉部長）】

今の意見の中で、「最初の支援が円滑に進めば」という部分が、まさしく参集いただいている各委員、各団体の課題ということになるのであろうと思う。

【渋沢委員（中核地域生活支援センター）】

中核センターにつながる人は、保護司の支援を受けたり、就労支援を受けたりしてきた人というのはあまりいないのが実情である。そうした支援が行き届いているから中核センターには来ていないということなのか、その理由として、たとえば実際の支援に当たり、フォローアップの状況などはどのようになっているのか。

【早川委員（千葉県就労支援事業者機構）】

出所者に対して当初の就労支援は行すが、その後、本人が辞めてしまったりした場合、そうした情報は伝わってくるが、その後の支援は団体の設立の目的にはなく、行っていない。

【村上委員（千葉県保護司会連合会）】

保護司の支援は、保護観察期間中に限られ、その後は原則として本人とのかかわりを持たないこととなっているので、保護観察期間終了後は目が届かなくなってしまうというのが実態である。

【渋沢委員（中核地域生活支援センター）】

今回の実態調査では、例えば過去に保護司の支援や就労支援を受けていたかということについてはわからない。項目を追加しての調査というのはできないのか。

【事務局】

現在集めている調査事例の中身から、支援を受けた経験の有無を拾い出すということは方法としてあると思うが、統計的な数字として示せるかといえば、難しい面がある。ご苦労をいただいて集めた事例ではあるが、統計上の考え方としては、決して十分な数ではないという指摘も委託業者から受けており、限られた条件のもとに集められた情報を分析するというのが今回の調査の限界であると考えている。

【吉原委員（千葉保護観察所）】

モデル事業の話を保護司にすると、中核センターの存在を知らない場合が多い。そのため処遇の場面でも、生活が立ち行かなくなったときに相談する場所があるということが、本人へのアドバイスとしてなされていないのではないかと。今後、保護観察所の職員や保護司を通じて中核センターの存在を本人に伝えていく努力をすれば、相談につながるケースも増えるのではないかと感じた。

【早川委員（千葉県就労支援事業者機構）】

生活に行き詰まって中核センターを訪ねてくる人に対しては、たとえば就労であればハローワークの支援を得ることになると思うが、保護観察所には協力雇用主の情報があり、こうした情報を共有する仕組みづくりが必要であるということ、この協議会の意見として発信していくことが重要であると思う。

【横山委員（健康福祉部長）】

この協議会が果たす役割の本質的な議論であると思う。

議論を今回の実態調査の件に戻すが、調査対象者が保護司の支援や就労支援を受けていたかどうかについては、新たに調査するのではなく、今ある情報の中から拾えるものを拾う方法で了承いただくということによいか。

【渋沢委員（中核地域生活支援センター）】

繰り返しになるが、端緒の数字を見て、たとえば、どこかの機関からの件数はもっと多いのではないかとようなことが意見としていただけると、中核センターとしては拾えていない部分というのがわかってありがたいと思う。

【横山委員（健康福祉部長）】

中核センターと周辺の機関との関係ということになると思うが、たとえば、定着センターは、刑務所からの出所者を主な支援対象者としているが、その周辺の機関との関係性の観点や、その他ご意見があれば伺いたい。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

事業計画案の中で、定着センターがあってもなおそのニーズを把握しきれずに地域にこぼれ落ちる者があって、それを中核センターが拾っているという記述があるが、中核センターが拾いきれずに犯罪をした人を定着センターが支援しているのであって、なぜ中核センターが拾えなかったのかということを検証することは重要なことであると思う。

もう一点、今の議論とは異なってしまいが、住民登録の有無が支援にとって大変重要であるということをお話しておきたい。住民登録がないと、福祉サービスを受けることができないし、就労も難しくなってしまう。そして、住民登録のない人は思っているよりもたくさんいるというのが実感であるので、そうした調査も必要ではないか。

(2) 平成31年度事業計画の意見照会結果について

資料2-1～2により、事務局から説明。主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

【(オブザーバー) 千葉県弁護士会】

3点、意見である。初めに、遠藤委員が弁護士として委員参加しているが、1人ではできないことが限られているので、遠藤委員の活動は千葉県弁護士会として、組織として動いている。今回、事業計画案に対する意見照会も個人の遠藤弁護士にはあったが、弁護士会にはなかった。ぜひ弁護士会も委員として加えていただきたい。

2点目は、遠藤委員からの意見であるが、前述のとおり、内容は弁護士会からの意見と同一である。そこで、県の検討結果について何うが、入口支援は別であるということのようであるが、事業計画案の中で、対象者に起訴猶予者が例示されているにもかかわらず、あえて入口支援はやらないということについて理由を伺いたい。

3点目は、弁護士の協力であるが、本人が法的な問題に気付いていないということもあり、当初段階から法的視点での判断が必要であると考えてるので、早い段階での弁護士の関与をさせていただきたい。

【事務局】

弁護士会の委員参加要請については、当初、県としては、学識経験者として遠藤弁護士個人に委員をお願いした。その後、弁護士会から協議会への参加の打診があり、その時点では協議会の構成が固まってしまっていたので、弁護士会についてはオブザーバーとして参加いただいたという経緯である。

弁護士会の意見については、遠藤委員を通じて表明していただいても支障ないものと考えており、個人の委員より弁護士会としての参加が望ましいということであれば、来年度に向けて協議させていただきたい。

入口支援については、実態調査の結果にも出ているように、たとえば、弁護士と中核センターの連携については、これまでの双方の努力により、比較的できているということで県としては認識している。入口支援も重要であり、中核センターでの支援も引き続き行っていく。そうした中でこの協議会も立ち上がったわけであり、協議会の場で議論していただきたいと考えている。ただ、今回のモデル事業では、出口支援の部分をしっかりやっていきたいという考えである。

【早川委員（千葉県就労支援事業者機構）】

今、話にあった「入口支援」とは、どのようなものか。

【森委員（千葉地方検察庁）】

主に起訴猶予者に対することを想定しているが、たとえば、刑事処罰を受けるまでのことではないけれども、そのまま社会に戻ったときに再犯の可能性が高いと思われる人を視野に入れて、どのように対処していくかということで、入口支援と表現している。

【細井委員（千葉県医師会）】

犯罪行為には、たとえば、性癖や自己抑制ができないことなど、必ずしも生活上の課題だけが理由ではない場合があり、そうした意味では、今回の事業計画案は、生活支援という観点に偏っているのではないかと思い、意見を出させていただいた。

そうした人に対しては、犯罪心理的な観点から、自分の特性に向き合うことや、犯罪に向かいそうになった際の危機回避の方法の習得などが必要であり、どうして犯罪をしてしまうのかという心因を掘り下げて本人と見つめ直すというような支援も必要であると思う。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

定着センターの支援の対象者は、複数の病気や障害を抱えている社会的に一番立ち直りにくい人たちであり、出所後、まず初めに支援するのは、医療へのつながりである。服薬管理がきちんとできていれば、安定して暮らしていける人もたくさんいるので、医療による支援は大切であると思う。

【細井委員（千葉県医師会）】

統合失調症や双極性障害のような内因性の疾患に対しては、服薬が有効であるが、薬ではコントロールが効かない人格障害や神経症などの人に対しては、認知行動療法的に本人と犯罪について向き合うというような治療が必要ではないかと思う。ただ、そうした治療は、保険診療の中では難しいので、別の枠組みを考えていく必要があると思っている。

【村上委員（千葉県保護司会連合会）】

保護司会では、更生保護の大切さを社会に理解してもらうため、全国展開の運動として「社会を明るくする運動」を行っている。犯罪をさせない地域づくりのためには住民の協力が不可欠であり、隣は何をする人ぞではなく、向こう三軒両隣の社会を作っていかなければならない。全国民、全住民がこうした問題に目を向けていくことがとても重要であると思っているので、そうした取組も含めて検討していただきたい。

【野堀委員（更生保護施設）】

刑務所出所者は、わずかなお金を持って社会へ出てくるが、そのお金を使いたがらないことによって、生活保護が受けられないとか、医療を受診したとがらないということが何ケースか続いている。

【藤代委員（自立準備ホーム）】

就職しても日給月給で保険もない。具合が悪くても医療機関にかかれぬ人や、精神的に孤立している人が多い。就労は必要なことであるが、支援を急ぐあまり、本人の意向が反映されていなかったり、きちんと話を聞いてあげる余裕がなかったりするのではないかと感じる。

【浅井委員（千葉市）】

市内でも中核センターが取り扱っているような事例があるのではないかとすることは想定できるが、実際の事例として把握できる仕組みがないのが現状である。まずは、県の取組なども参考にしながら、市内での情報共有の仕組みづくりを進めていく必要があると感じている。

【洪沢委員（中核地域生活支援センター）】

来年度の事業の実施に当たり、関係機関会議を組織していくが、細井委員からは、精神科医師、臨床心理士、社会福祉士などの専門職の診察や面接の必要性、また、遠藤委員の意見では、弁護士の参加が提案されており、そうしたことができるような仕組みにしていくことはよいことだと思う。

【洪沢委員（中核地域生活支援センター）】

労役場留置者のことは、初めて聞いて勉強になった。数が多く全ての人を中核センターが支援していくことはなかなか難しいので、たとえば、中核センターも含め、生活困窮窓口や

弁護士会などの支援機関を紹介できるパンフレットをこの事業で作し、支援を必要とする人に配布できるとよいと思う。

【菅原委員代理（千葉刑務所）】

労役場留置者については、全ての人を対象として、出場後の支援の必要性の有無を確認し、関係支援機関の協力をいただいているところである。一方、保護観察対象者については、生活環境がある程度整っている人たちである。今回、労役場留置者の存在を知っていただけたということで、こうした人たちへの支援についても検討いただけたらと思う。

【（オブザーバー）千葉県弁護士会】

労役場留置者は、罰金が払えない代わりに労働であがなう人たちであり、経済的な課題を抱えているはずである。ただちに支援が必要な人たちであり、今回の事業の対象としていただきたいと思う。

【吉原委員（千葉保護観察所）】

再犯防止の取組をさらに進めていく中で、保護観察の枠組みでも拾いきれていない人への支援も検討していかなければいけないということは感じている。

【事務局】

来年度の事業の中で、労役場留置者への支援のあり方についても検討していきたい。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

千葉市には、日ごろから大変お世話になっている。実際の支援を進める上では、どうしても社会資源の多い市を頼ることが多くなる。今後ともよろしくお願いします。

（了）